

**熊本県告示第 466 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
玉名市社会福祉協議会児童 デイサービス事業所スマイ ルキッズ 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人 玉名市社会福 祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高 寄 哲哉	平成 17 年 3 月 31 日	43000300071122	児童デイ サービス

**熊本県告示第 467 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
たまきな荘児童デイサービ ス事業所すまいるきっず 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人 玉医会 玉名市玉名字西原 2194 番地 前田 利爲	平成 17 年 4 月 1 日	43000300183125	児童デイ サービス

**熊本県告示第 468 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成 17 年 4 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	砂原四方 寄線	熊本市貢町字立岩平 2424 番 1 地先から 熊本市貢町字出口 1211 番 1 地先まで	27.3 ～ 108.0	1,028.0	地域高規格道路

## 2 区域決定する期日 平成 17 年 4 月 13 日

**熊本県告示第 469 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 4 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	445号	上益城郡山都町北中島字大星又 777番2地先から 同所 字吉ノ本 506番3地先まで	前	8.5 ～ 22.4	744.2	旧道移管
		上益城郡山都町北中島字谷山 720番1地先から 同所 字吉ノ本 505番3地先まで		16.6 ～ 65.5		
		上益城郡山都町北中島字谷山 720番1地先から 同所 字吉ノ本 505番3地先まで	後	16.6 ～ 65.5	540.6	
主要 地方 道	矢部阿蘇 公園線	上益城郡山都町御所字弁天 3812番2地先から 同所 同字 3831番1地先まで	前	4.4 ～ 53.0	374.0	"
		上益城郡山都町御所字弁天 3809番1地先から 同所 字上後迫 3231番 地先まで		16.4 ～ 48.8		
		上益城郡山都町御所字弁天 3809番1地先から 同所 字上後迫 3231番 地先まで	後	16.4 ～ 48.8	299.9	
"	益 城 矢 部 線	上益城郡山都町北中島字下鶴 3504番4地先から 同所 同字 3502番3地先まで	前	5.0 ～ 16.2	166.4	"
		上益城郡御船町大字田代字九折 8155番1地先から 上益城郡山都町北中島字下鶴 3502番5地先まで		12.6 ～ 35.8		
		上益城郡御船町大字田代字九折 8155番1地先から 上益城郡山都町北中島字下鶴 3502番5地先まで	後	12.6 ～ 35.8	96.1	
"	"	上益城郡山都町北中島字池ノ久保 2166番 地先から 同所 同字 2851番4地先まで	前	7.8 ～ 30.0	171.4	"
		上益城郡山都町北中島字池ノ久保 2167番1地先から 上益城郡山都町北中島字牟田口 2849番 地先まで		15.8 ～ 29.8		

		上益城郡山都町北中島字池ノ久保 2167番1地先から 上益城郡山都町北中島字牟田口 2849番 地先まで	後	15.8 ～ 29.8	188.6	
一般 県道	清 和 砥 用 線	上益城郡山都町木原谷字夕石 253番3地先から 同 所 字迫頭 340番 地先まで	前	6.0 ～ 41.8	445.6	旧道移管
		上益城郡山都町木原谷字夕石 248番 地先から 同 所 字迫頭 319番 地先まで		13.5 ～ 48.6	239.5	
		上益城郡山都町木原谷字夕石 248番 地先から 同 所 字迫頭 319番 地先まで	後	13.5 ～ 48.6	239.5	

2 区域変更する期日 平成17年4月13日

熊本県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年4月13日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	501号	玉名郡横島町大字横島字外平前 1709番1地先から	前	9.0 ～ 18.0	675.0	国交安施
		同 所 字西京泊下 3477番4地先まで	後	10.0 ～ 28.6	675.0	
主要 地方 道	大牟田 南関線	玉名郡南関町大字関町字下長谷 855番1地先から	前	14.5 ～ 35.0	117.5	緊道整
		同 所 同 字 829番4地先まで	後	15.0 ～ 112.5	117.5	
"	黒木 鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柚木谷 2275番 地先から	前	24.0 ～ 50.0	46.6	"
		同 所 同 字 2274番5地先まで	後	37.2 ～ 50.0	46.4	

2 区域変更する期日 平成17年4月13日